

第 7 号 議 案

令和 7 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和 7 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 77,280
	1 一般会計繰入金	77,280
2 繰 越 金		1,267
	1 繰 越 金	1,267
3 諸 収 入		183,565
	1 貸付金元利収入	183,565
歳 入 合 計		262,112

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		千円 262,112
	1 商工業費	78,497
	2 公 債 費	183,615
歳 出 合 計		262,112